

○岡山理科大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項、第3項及び第4項並びに学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、学長が岡山理科大学（以下「本大学」という。）において授与する学位については、岡山理科大学学則及び岡山理科大学大学院学則に定めるもののほか、岡山理科大学学位規程（以下「本規程」という。）において定める。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、次のとおりとする。

理学部 学士（理学）

工学部 学士（工学）

情報理工学部 学士（情報理工学）

生命科学部 学士（生命科学）

生物地球学部 学士（理学）

教育学部 学士（教育学）

経営学部 学士（経営学）

獣医学部 獣医学科 学士（獣医学）

獣医保健看護学科 学士（獣医保健看護学）

アクティブラーナーズコース 学士（理学）

学士（工学）

学士（情報理工学）

学士（生命科学）

学士（教育学）

学士（経営学）

理工学研究科 修士課程 自然科学専攻 修士（理学）

システム科学専攻 修士（工学）

マネジメント研究科 修士課程 修士（マネジメント）

理工学研究科 博士課程(後期) 自然科学専攻 博士（理学）

システム科学専攻 博士（工学）

第3条 削除

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、学部又はアクティブラーナーズコースを卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、次の者に授与する。

(1) 課程修了による学位については、博士課程（後期）を修了した者。

(2) 論文提出による学位については、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に合格し、かつ、岡山理科大学大学院（以下「本大学院」という。）博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者

(3) 博士課程（後期）に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前号の規定による。

第2章 学士の学位

(学位記の様式)

第5条 学士の学位記の様式は、別表Iによる。

第3章 修士の学位

(修士論文の提出)

第6条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者でなければ、これを提出することができない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば、足りるものとする。

(修士論文の作成)

第7条 修士論文は、研究指導教員の承認と指導の下に作成するものとする。

(修士論文の提出)

第8条 修士論文は、2部作成し、あらかじめ指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

(修士論文の審査)

第9条 修士論文の審査は、当該研究科委員会において選出された審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、当該専攻所属の研究指導教員1名を主査とし、副査に当該専攻所属の研究指導教員又は研究指導補助教員1名以上を充てるものとする。ただし、審査において必要

のあるときは、副査として当該専攻所属以外の教員等を充てることができる。

(最終試験)

第10条 最終試験は、前条の審査委員が中心となってこれを行う。

(審査の期間)

第11条 修士論文の審査及び最終試験は、当該論文の提出期限後、おおむね1か月以内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第12条 修士論文の審査及び最終試験の結果の可否は、当該研究科委員会の審議を経て、学長に報告する。

(学位記の様式)

第13条 修士の学位記の様式は、別表Ⅱによる。

第4章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(博士論文の提出)

第14条 博士論文は、博士課程（後期）に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が研究指導教員の承認を得て作成し、在学中に提出するものとする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、本大学院学則第12条第2項各号に基づく年数以上在学すれば博士論文を提出することができる。

(学位授与の申請)

第15条 博士論文は、別記学位授与申請書に論文内容の要旨を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 博士論文は、3部提出するものとする。

(審査の委嘱)

第16条 学長は、博士論文を受理したときは、当該研究科委員会に諮問するものとする。

2 当該研究科委員会は、審査委員会委員を選出する。

3 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験を行う。

4 審査委員会委員は、当該専攻所属の研究指導教員1名を主査、当該専攻所属の研究指導教員2名以上を副査として、主査と副査を合わせて3名以上の研究指導教員で構成し、審査委員会委員には1名以上の教授を含むものとする。ただし、審査において必要のあるときは、副査に当該専攻所属の研究指導補助教員を加えることができる。

5 審査において必要のあるときは、当該研究科委員会の審議を経て、前項に従って定めた

副査以外に、当該研究科所属以外の教員等(外部の者を含む)を副査とすることができる。

(最終試験)

第17条 最終試験は、外国語及び専門分野に係る内容について行う。

(審査の期間、答申)

第18条 博士論文の審査及び最終試験は、博士論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

2 第16条による審査委員会は、審査終了後、直ちに当該研究科長に審査報告書を提出しなければならない。

第19条 前条第2項による審査報告があった場合、当該研究科長は、当該研究科委員会を招集し、博士論文の審査及び最終試験の結果の可否を審議しなければならない。

2 博士論文の審査及び最終試験の結果の可否は、研究指導教員を構成員とする研究科委員会において構成員の3分の2以上の出席を得て、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得るものとする。

第20条 前条において研究科委員会の議長は、論文内容の要旨及び論文の審査結果の要旨に、当該研究科委員会の意見書を添えて学長に答申しなければならない。

(学位の授与)

第21条 学長は、前条の規定による答申に基づき、学位を授与すべき者を決定し、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位記の様式)

第22条 課程修了による博士の学位記の様式は、別表Ⅲによる。

第2節 論文提出による学位

(審査の請求)

第23条 第4条第3項第2号の規定により、博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出して審査を請求することができる。

(学位授与の申請)

第24条 前条の規定により学位を申請する者は、別記学位授与申請書に博士論文、履歴書、論文内容の要旨及び審査手数料(別に定める。)を添え、当該研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

2 博士論文は、3部提出することを要する。

(博士論文及び審査手数料の返付)

第25条 受理した博士論文及び納付した審査手数料は、返還しない。

(審査の内容と手続)

第26条 審査委員会は、論文審査のほか、学力の認定と研究能力に関する試験とを行う。

第27条 学位申請者の博士論文に関する審査等については、前条に定めるもののほか、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第16条及び第17条中「最終試験」とあるのは、「試験」と読み替えるものとする。

(学力の認定)

第28条 第24条による申請があるときは、当該申請をする者について、その専攻分野及び外国語に関する学力の認定を行った上で、審査に付する。

- 2 専攻分野に関する学力の認定は、試問によって行う。この認定は、博士課程（後期）に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力を有するか否かを基準に行う。
- 3 外国語に関する学力認定は、試問によって行う。
- 4 前2項の試問は、口頭又は筆記による。
- 5 学長は、本条に規定する学力の確認を、当該研究科委員会の審議を経て、他の方法によって行うことができる。

(学力の認定の免除)

第29条 本大学院の博士課程（後期）の所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者については、前条に定める学力の認定を免除することができる。

(研究能力に関する試験)

第30条 研究能力に関する試験は、第17条に規定する最終試験に準じて行う。

(審査結果の報告)

第31条 審査委員会が学位審査の判定を行った結果については、第18条第2項の規定を準用して報告を行う。

- 2 博士論文の審査及び最終試験の結果の可否については、第19条の規定を準用する。この場合において、第19条中「最終試験」とあるのは、「試験」と読み替えるものとする。
- 3 学長への答申については、第20条の規定を準用する。

(審査の期間)

第32条 学位申請者の博士論文の審査は、博士論文を受理して、おおむね1年以内に終了するものとする。

(学位の授与)

第33条 学位申請者に対する学位記の授与については、第21条を準用する。

(学位記の様式)

第34条 学位申請者の博士の学位記の様式は、別表IVによる。

第3節 審査要旨の公表等

(学位授与の報告)

第35条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第36条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、本大学は、その論文要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第37条 博士の学位を授与された者は、授与の日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「岡山理科大学審査学位論文」と明記してインターネットの利用により公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

第5章 学位の取消

(学位授与の取消)

第38条 学士、修士又は博士の学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は、学士については当該学部教授会又はアクティブラーナーズコース運営委員会、修士又は博士については当該研究科委員会の審議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき。
- (2) 栄誉を汚辱する行為があったとき。

2 前項の審議は、学士にあつては当該学部教授会又はアクティブラーナーズコース運営委員会、修士又は博士にあつてはそれぞれの研究指導教員を構成員とする研究科委員会において構成員の3分の2以上の出席を得て、かつ、出席者の3分の2以上の同意により、結果を学長に答申するものとする。

第6章 その他

(学位の名称)

第39条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本大学名を付記するものとする。

(学位論文の保存)

第40条 審査を終了した修士学位論文、博士学位論文は、本大学図書館に保存する。

(記録の保存)

第41条 学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを教務課において保存する。

2 修士及び博士の学位を授与したときは、論文の審査、試験及び試問の結果の要旨も併せて保存する。

(学位記の再交付)

第42条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に手数料を添えて学長に願い出なければならない。

2 手数料については、別に定める。

(改廃)

第43条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第44条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成9年12月11日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条、第14条については従前の規定による。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日 第9回大学協議会）

この改正規程は、令和2年12月23日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 決裁）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日 決裁）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附 則（令和5年3月31日 決裁）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

（略）

（略）

別表Ⅰ－1（学士）【A4版】

（略）

別表Ⅰ－2（学士）【A4版】

（略）

別表Ⅱ（修士）【A4版】

（略）

別表Ⅲ（博士）課程修了による場合【A4版】

（略）

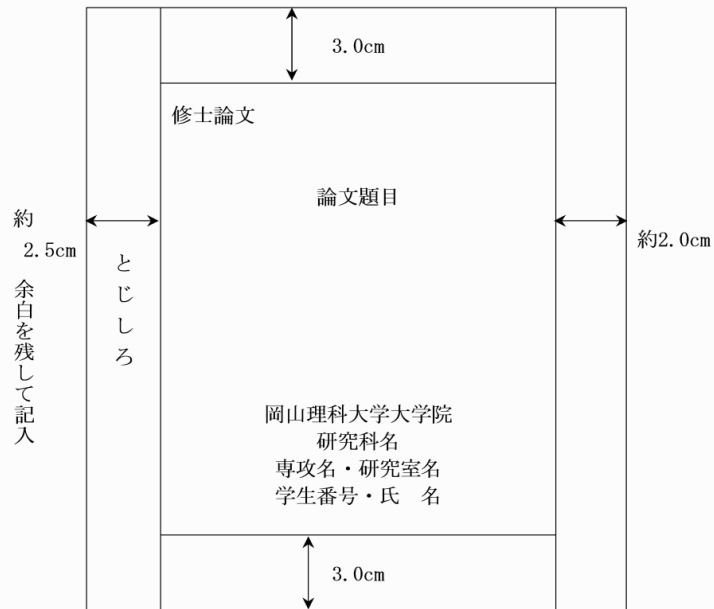
別表Ⅳ（博士）論文提出による場合【A4版】

（略）

修士学位論文作成要領

1 体裁

- A: 表紙は、教務課より配付のものを使用し、下図のように表題を記入する。
- B: 論文作成に当たっては、「A4」の用紙を使用し左とじとする。
- C: 表紙と同じ要領の表題を1ページ目に付ける。
- D: 研究室名は、所属する系列を記入する。



2 提出部数 正、副 各1部

[第12条様式]

年 月 日

修士論文審査・最終試験結果報告書

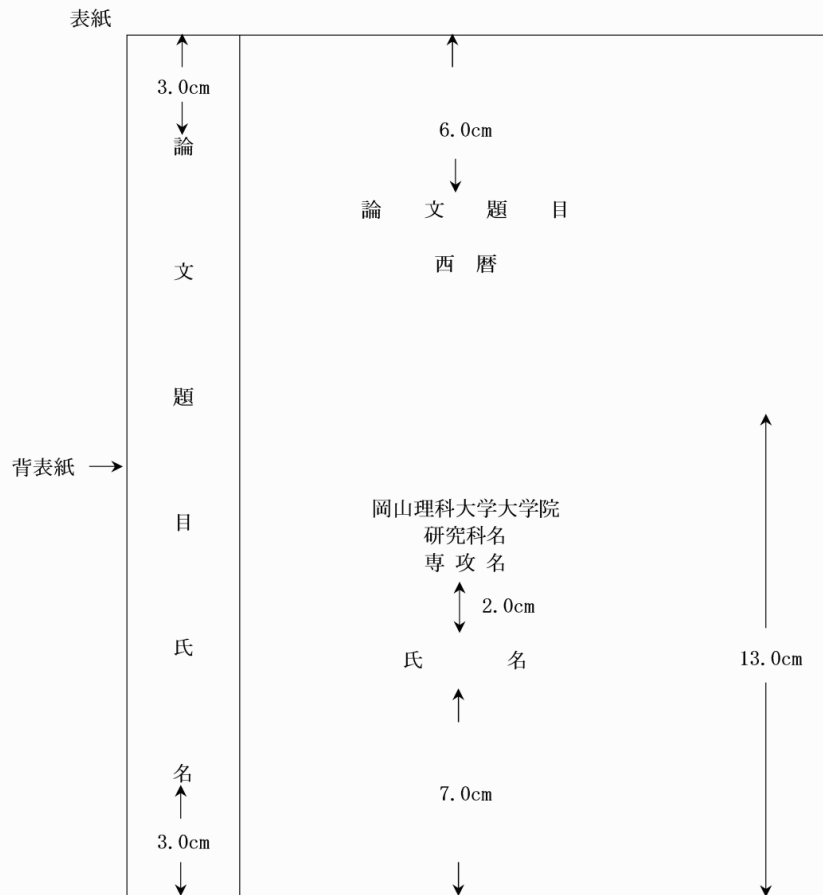
(研究科 専攻)

主 査		印	副 査		印
学生番号		氏	名		
論文題目					
修士論文審査結果					
最終試験結果					

博士學位論文作成要領

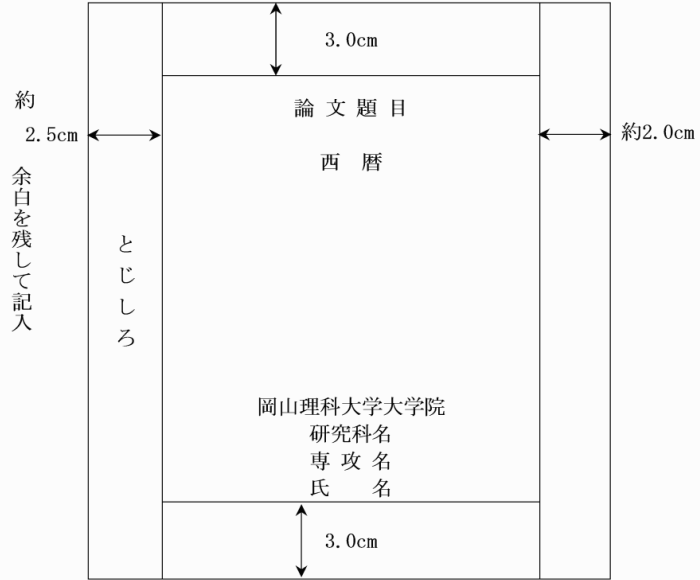
博士の学位を申請するものは、学位論文を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出部数：3部
- (2) 製本方法：論文用紙は、原則としてA4版上質紙を用いること。
装丁は、表紙黒クロス(A4版、厚さ2.0mmに見合うもの)で、左かがりと
じにし、表紙及び背表紙を下図のとおり配すること。
- (3) 論文博士の場合は、表紙の研究科名及び専攻名の行を省く。

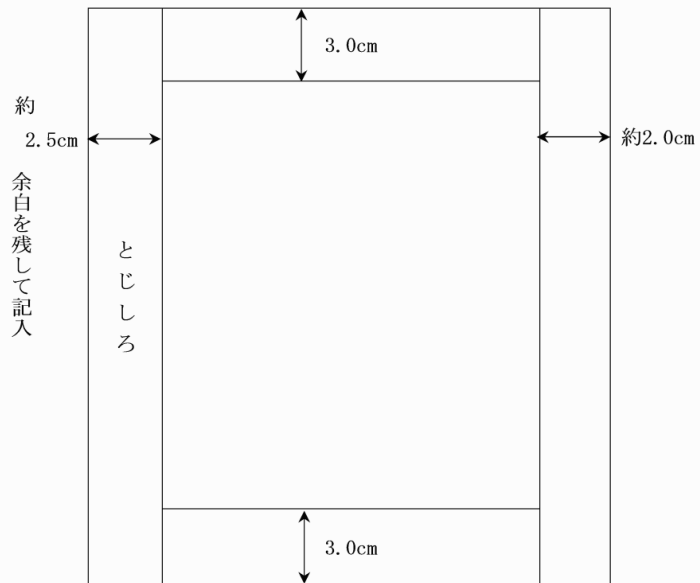


整理保存等のために下図のように余白をとってください。

本文表紙



本文



[第15条様式：A4版]

《課程修了による場合》

学 位 授 与 申 請 書

岡 山 理 科 大 学
学 長 殿

岡山理科大学学位規程第15条に基づき、博士()の学位の授与を受けたく、下記書類を添えて申請いたします。

記

1 博士論文	3部
1 論文内容の要旨	1部

年 月 日
岡山理科大学大学院 研究科
博士課程(後期) 専攻
氏 名 印

[第24条様式：A4版]

《論文提出による場合》

学 位 授 与 申 請 書

岡 山 理 科 大 学
学 長 殿

岡山理科大学学位規程第24条に基づき、博士()の学位の授与を受けたく、下記書類に論文審査料を添えて申請いたします。

記

- | | |
|-----------|----|
| 1 博士論文 | 3部 |
| 1 履歴書 | 1部 |
| 1 論文内容の要旨 | 1部 |

年 月 日
最終学校名・卒業年
氏 名 印

【第15条、第20条、第24条の様式：A4版】

論文内容の要旨

申請者氏名

論文題目

[4,000字以内]

発表論文：

[第24条の様式]

履 歴 書

写 真	ふりがな		男・女
	氏名		印
	年 月 日 (満 歳)	本籍地 都道 府県	
ふりがな		電話	
現住所 〒(—)		市外局番() —	

年	月	日	学 歴 ・ 免 許

年	月	日	学 位

記入注意：(1) 黒インク、楷書及び算用数字を使用のこと。
 (2) 学歴は、高等学校入学から記入のこと。

年	月	日	職歴

年	月	日	学会及び社会における活動

[第18条第1項様式：A4版]

《課程修了による場合》

最 終 試 験 結 果 報 告 書

専攻名		学生番号		氏名	
担 当 者	主 査 副 査				
最終試験の結果					

[第28条様式：A4版]

《論文提出による場合》

学 力 確 認 結 果 報 告 書

職		氏 名	
学力確認担当者	主 査 副 査		

専攻分野に関する学力確認の結果の要旨

外国語に関する確認の結果の要旨

[第18条第2項様式：A4版]

《課程修了による場合》

年 月 日

大学院 研究科長
殿

審査委員会
委員長

印

博士論文審査報告書

審査対象論文題目：

専攻名：

学生番号：

氏名：

指導教員
職名 氏名

審査の結果：

主査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印

[第31条第1項様式：A4版]

《論文提出による場合》

年 月 日

大学院 研究科長
殿

審査委員会
委員長

印

博士論文審査報告書

審査対象論文題目：

専攻名：

氏名：

審査の結果：

主査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印
副査	_____	_____	印

[第20条様式：A4版] [第31条第3項様式：A4版]

審査結果の要旨

[第20条様式：A4版] [第31条第3項様式：A4版]

年 月 日

岡 山 理 科 大 学
学 長 殿

岡山理科大学大学院 研究科
第 回 研究科委員会議長

印

審 査 会 の 意 見 書

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本学〇〇学部〇〇学科〇〇専攻において所定の
課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇学）の
学位を授与する

年 月 日

岡山理科
大学之印

岡 山 理 科 大 学

学 長 〇 〇 〇 〇 印

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本学アクティブラーナーズコースにおいて所定の
課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇学）の
学位を授与する

年 月 日

岡山理科
大学之印

岡 山 理 科 大 学

学 長 〇 〇 〇 〇 印

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程
において所定の単位を修得し学位論文の審査及
び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位
を授与する

年 月 日

岡山理科
大学之印

岡 山 理 科 大 学

学 長 〇 〇 〇 〇 印

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程の
後期課程において所定の単位を修得し学位論
文の審査及び最終試験に合格したので博士
(〇〇)の学位を授与する

論 文 名

年 月 日

岡山理科
大学之印

岡 山 理 科 大 学

学 長 〇 〇 〇 〇 印

別表IV (博士) 論文提出による場合【A4版】

博乙第 号

学 位 記

氏 名

生 年 月 日

本学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試
験 に 合 格 し た の で 博 士 (○ ○) の 学 位 を 授 与
す る

論 文 名

年 月 日

岡山理科
大学之印

岡 山 理 科 大 学

学 長 ○ ○ ○ ○ 印

別表Ⅰ—1（学士）【A4版】

別表Ⅰ—2（学士）【A4版】

別表Ⅱ（修士）【A4版】

別表Ⅲ（博士）課程修了による場合【A4版】

別表Ⅳ（博士）論文提出による場合【A4版】